共済貯金の送金日等予定表

令和6年2月

	締切日	送金日
1回目	2日(金)	9日(金)
2回目	13日(火)	20日(火)
3回目	21日(水)	29日(木)

令和6年3月

	締切日	送金日
1回目	1日(金)	8日(金)
2回目	12日(火)	19日(火)
3回目	22日(金)	29日(金)

令和6年4月

	締切日	送金日
1回目※	5日(金)	12日(金)
2回目	12日(金)	19日(金)
3回目	22日(月)	30日(火)

※特定日のため締切日、送金日とも変更になります。

令和6年5月

	締切日	送金日
1回目※	2日(木)	13日(月)
2回目	13日(月)	20日(月)
3回目	23日(木)	30日(木)

※特定日のため締切日、送金日とも変更になります。

令和6年6月

	締切日	送金日
1回目	3日(月)	10日(月)
2回目	13日(木)	20日(木)
3回目	21日(金)	28日(金)

令和6年7月

	締切日	送金日
1回目	3日(水)	10日(水)
2回目	11日(木)	19日(金)
3回目	23日(火)	30日(火)

◇◇◇ 貯金払戻請求の流れ ◇◇◇

① 組合員

【届出印】・・・届出以外の印の場合、払戻しができませんので、届出印を確認のうえ、鮮明に押印してください。
【払戻額】・・・定例積立をしている場合、１・２回目の払戻しには当月の定例積立額は含まないのでご注意ください。なお、一部払戻し以外は払戻額を記入しないでください。
【提　出】・・・各所属所で定める提出期限まで共済組合事務担当課へ提出してください。
※　任意継続組合員の方は、共済組合に送付してください。

② 所属所共済組合事務担当課

・振込先口座の記入漏れや組合員証記号・番号の誤りがないか、請求書の押印が共済組合に届出している印かを確認のうえ、共済組合に締切日まで必着するよう送付してください。
・所属所内の締切日の設定は、郵便事情を考慮のうえ、余裕をもって設定してください。

③ 共済組合

請求書の内容を確認のうえ、所属所を通して送金通知書を送付し、送金日に組合員の指定した口座に送金します。
※任意継続組合員の方へは、送金通知書を自宅へ送付します。

（注） 所属所の共済組合事務担当課に貯金払戻請求書を提出する受付締切日は、各所属所で異なりますので共済組合事務担当者に確認してください。